

令和7年度予算概算要求  
計画課関係公共事業の概要

令和6年8月

水産庁

# 令和7年度水産基盤整備事業概算要求のポイント

## ○ 概算要求額

- ・ 水産基盤整備事業（公共）： 86,695百万円（対前年比118.8%）
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る経費、「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた水産分野における経費及び「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、予算編成過程で検討
- ・ 関連対策として、「漁港機能増進事業（非公共）」 800百万円（対前年比177.8%）

## ○ 重点課題

漁港漁場整備長期計画（令和4年度～令和8年度、令和4年3月閣議決定）に基づき、以下の対策を重点的に推進

- （1）水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策
  - ・ 水産物の輸出拡大等に向けた拠点漁港等の流通機能強化
  - ・ 養殖生産拠点の整備
- （2）持続可能な漁業生産体制の確保対策
  - ・ 環境変化に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全等による漁場生産力の強化
  - ・ 漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化による強靱化対策
  - ・ 漁港施設の長寿命化対策
- （3）漁村の活性化と漁港利用促進対策
  - ・ 漁港の就労環境改善対策及び漁港施設等活用事業に係る環境整備
  - ・ 漁村における生活環境改善対策

# 令和7年度概算要求 水産基盤整備事業の概要 ①

## (1) 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

### 流通拠点漁港等の機能強化

#### 【課題】

- ・国内水産物市場の縮小と水産物への世界的な需要の高まり
- ・漁業の構造改革の取組等に伴う沖合・遠洋漁船の大型化の進展
- ・零細な産地市場での魚価の低迷・流通コストの増大
- ・迅速な漁獲報告や市場取引業務の省力化・効率化

#### 【対応】

- ・陸揚げから出荷までの一貫した高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備
- ・漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の推進
- ・産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約
- ・スマート水産業に資する流通拠点漁港の産地市場へのICTの導入・普及

- 高度衛生管理型荷さばき所

- 大型漁船に対応した大水深岸壁

- 集出荷機能や準備機能等の再編・集約



### 養殖生産拠点の整備

#### 【課題】

- ・養殖水産物の世界的需要増大による輸出機運の高まり
- ・不安定な水産資源の漁獲
- ・国内外の需要を見据えたマーケットイン型養殖業への転換等による養殖業の成長産業化の推進

#### 【対応】

- ・需要に応じた安定的な供給体制を構築するための、沖合や陸域の一体的整備による養殖生産拠点の形成
- ・静穏水域の創出による養殖場等の大規模化の推進

- 養殖生産拠点の整備



- 養殖のための静穏水域の創出



# 令和7年度概算要求 水産基盤整備事業の概要 ②

## (2) 持続可能な漁業生産体制の確保対策

### 漁場生産力の強化

#### 【課題】

- ・水産資源の低迷による不漁
- ・気候変動等による魚種変化・分布拡大等の環境変化
- ・水産生物の幼稚魚の育成の場のみならず CO2固定効果のある藻場等の保全・創造

#### 【対応】

- 水産生物の生活史に対応した漁場整備
- 藻場・干潟の保全・創造
- スマート水産業に資するICを活用した海域の環境観測 システムの導入・普及



### 漁港施設の強靱化対策

#### 【課題】

- ・南海トラフ等大規模地震・津波の切迫
- ・台風・低気圧災害の頻発化・激甚化

#### 【対応】

- ・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化
- 耐震性を高める拡幅改良
- 越波を防ぐための高上げ



### 漁港施設の長寿命化対策

#### 【課題】

- ・漁港施設の老朽化の急速な進行による維持・更新費用の増大

#### 【対応】

- ・漁港施設の長寿命化対策
- 老朽化した岸壁の長寿命化を図るためのエプロン打ち直し



## (3) 漁村の活性化と漁港利用促進対策

### 漁港の環境整備

#### 【課題】

- ・漁業者の減少等による漁港施設の利用低下

#### 【対応】

- ・浮棧橋の整備等による漁港の就労環境の改善
- ・漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備

- 漁業活動の軽労化のための浮棧橋の整備
- 用地の区画整理、施設の除却



### 漁村の生活環境改善

#### 【課題】

- ・人口減少や高齢化の進行等による漁村活力の低下

#### 【対応】

- ・漁業集落排水施設等による漁村の生活環境改善

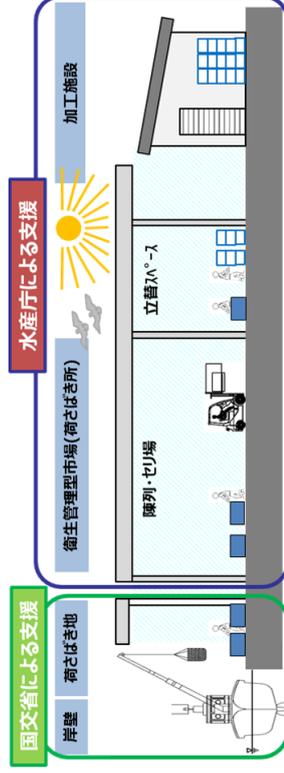
- 漁業集落排水施設等の漁村インフラの整備



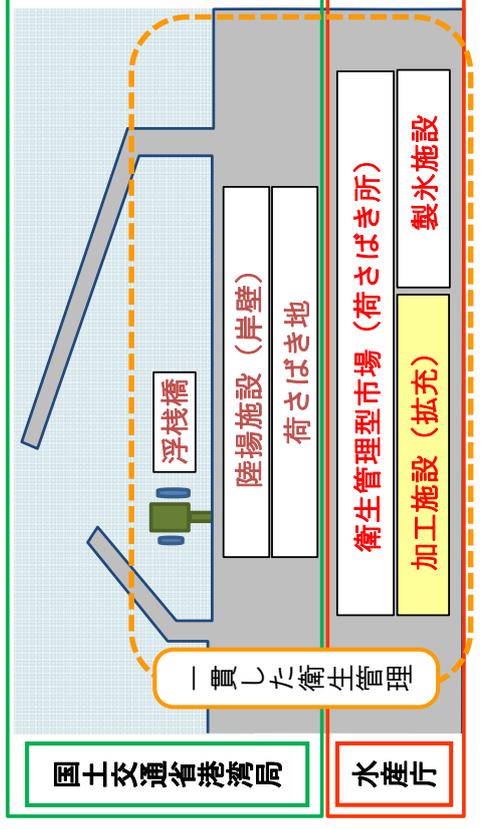
# 令和7年度概算要求 拡充要求事項①

## 港湾背後における一貫した衛生管理体制の構築に向けた水産物加工機能の強化

- 水産物流通を多く取り扱う港湾において、一貫した衛生管理体制の下、港湾管理者等が整備する岸壁等と一体的に機能する加工施設の整備対象を拡充。



< 港湾背後における整備対象のイメージ >

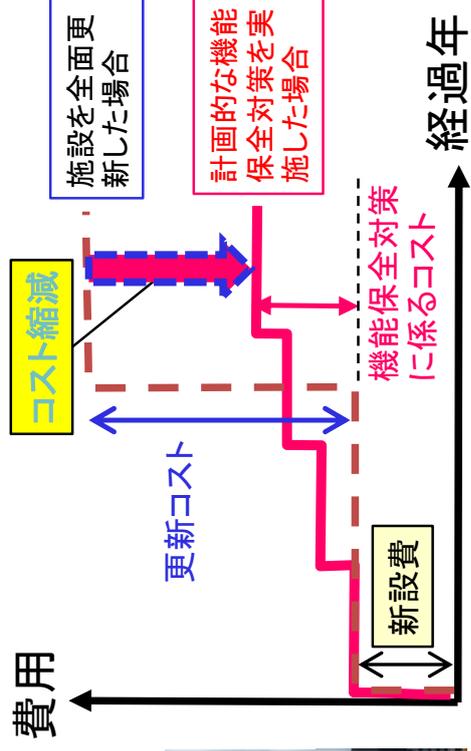


## 持続的な衛生管理体制の確保に向けた漁港施設の効率的な維持管理の促進

- 水産物の流通機能の強化に向けて、持続的な衛生管理体制を確保するため、製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場の老朽化対策を補助対象化。



< ストックマネジメントによるコスト縮減のイメージ >

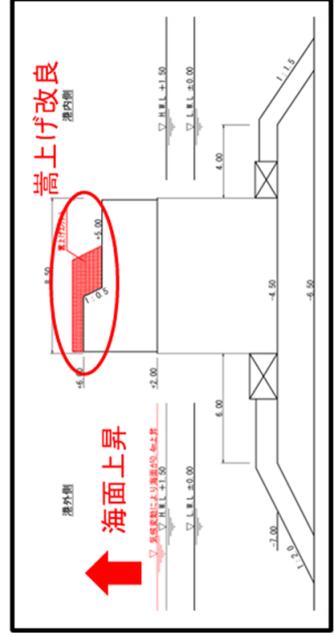
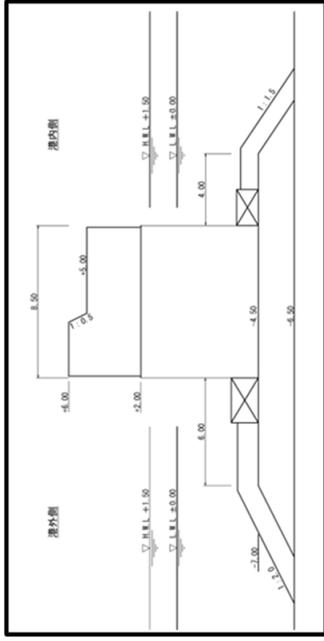


# 令和7年度概算要求 拡充要求事項②

気候変動の影響へ適応するための  
漁港施設等の防災・減災機能の強化

- 気候変動の影響に伴う平均海面水位の上昇等へ適切に対応するため、漁港施設機能強化事業の対象に気候変動対策を追加。

＜気候変動対策のイメージ＞

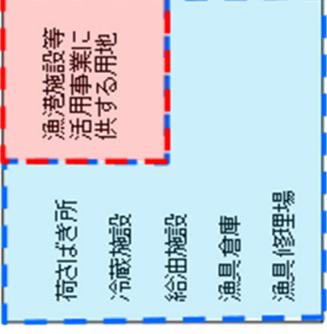
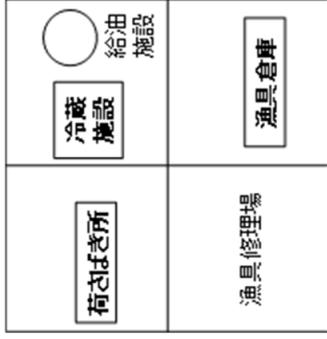


漁港施設等活用事業の促進  
に係る漁港の環境整備

- 改正漁港法により創設された「漁港施設等活用事業」のために実施する漁港施設の再編・整序を補助対象化。

活用推進計画(案)  
に基づく用地計画

＜再編・整序のイメージ＞

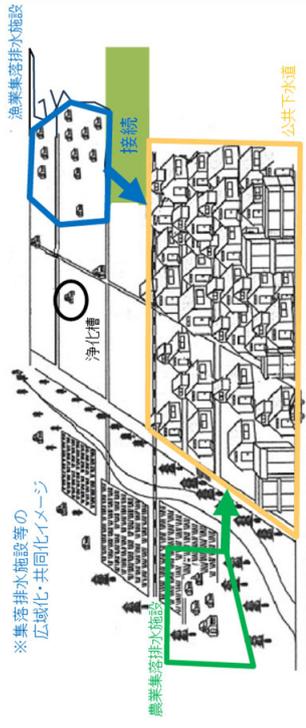


漁業に供する施設を集約

漁業集落排水施設の効率的な維持管理に  
向けた広域化・共同化の促進

＜広域化・共同化のイメージ＞

- 漁業集落排水施設について、一定以上の漁業活動が行われる漁港の背後集落かつ広域化・共同化に取り組む地区である場合、人口要件を緩和。



【参考 1】

「水産基盤整備事業」〈公共〉

## 令和7年度水産基盤整備事業概算要求の内訳

(金額単位：百万円)

事 項	R6年度 予算額	R7年度 要求・要望額	対前年比
水産基盤整備事業	72,976	86,695	118.8%
直轄特定漁港漁場整備事業	16,930	19,964	117.9%
うちフロンティア漁場整備事業	1,400	1,680	120.0%
うち直轄漁港整備事業（北海道）	14,630	17,384	118.8%
うち直轄漁港整備事業（沖縄）	900	900	100.0%
水産物供給基盤整備	29,905	36,372	121.6%
水産物流通基盤整備事業	11,616	14,306	123.2%
水産物供給基盤機能保全事業	14,072	17,028	121.0%
漁港施設機能強化事業	4,217	5,038	119.5%
水産資源環境整備	21,846	26,017	119.1%
水産環境整備事業	12,226	14,519	118.8%
水産生産基盤整備事業	9,620	11,498	119.5%
漁村総合整備	1,759	1,759	100.0%
水産基盤整備調査（直轄・補助）	515	515	100.1%
作業船整備費	18	18	100.0%
後進地域補助率差額	2,003	2,050	102.3%

※計数は四捨五入によっているので、端数においては合計とは一致しない場合がある。

## 港湾背後における一貫した衛生管理体制の構築に向けた水産物加工機能の強化 ＜水産物集出荷機能集約・強化対策事業の拡充＞

### 1. 目的

2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円とする政府目標の達成に向けて、水産物の流通の高度化を図ることが不可欠である中、これまで水産物の流通の拠点となる漁港において、一貫した衛生管理対策として、屋根付き岸壁、荷さばき所、製氷施設、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進してきたところである。

一方、全国の水揚げ量の約1/4を占めている港湾においては、衛生管理対策の遅れなどが課題として顕在化しているところであり、我が国全体の水産物の流通の高度化を図る上で、これら課題の解決が急務である。

このため、水産物を多く取り扱う港湾においても、流通機能の強化を水産基盤整備の一環と捉え、漁港と同様に衛生管理対策の計画的な推進を図る。

### 2. 拡充の内容

水産物を多く取り扱う港湾における流通の高度化を図るため、港湾の背後地において岸壁等と一体的に機能する加工施設の整備を実施する。

### 3. 採択要件

既存事業と同様の採択要件に加え、

〔水産物集出荷機能集約・強化対策事業を実施し、  
・水産物の取扱量8,000トン/年以上かつ取扱金額14億円/年以上  
等の要件を満たす地区〕

### 4. 事業実施主体

既存事業と同様（都道府県、市町村、水産業協同組合）

### 5. 補助率

既存事業と同様の補助率（1/2等、ただし特定第3種漁港と同規模以上（水産物の取扱量15,000トン/年以上）の港湾については2/3）

# 港湾背後における一貫した衛生管理体制の構築に向けた水産物加工機能の強化

- 水産物流通を多く取扱う港湾において、一貫した衛生管理の下、港湾管理者等が整備する岸壁等と一体的に機能する加工施設の整備を可能とする。

## ＜現状と課題＞

- これまで流通拠点漁港において、品質・衛生管理の高度化を図るため、屋根付き岸壁、荷さばき所、製氷・冷凍・冷蔵施設等の整備等の導入を推進してきたところ。
- 一方、水揚げの約1/4を占めている港湾においては、これらの取組は進んでおらず、港湾における水産物の流通の高度化等が求められている。



## ＜今後の対応＞

- 2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円とする政府目標の達成に向けて、水産物流通の高度化等を図る。
- このため、一定規模以上の水産物の流通の拠点となる港湾において、従来より支援している衛生管理型市場に加え、漁港と同様に、水産物の集出荷機能の高度化等に必要加工施設の整備を支援。

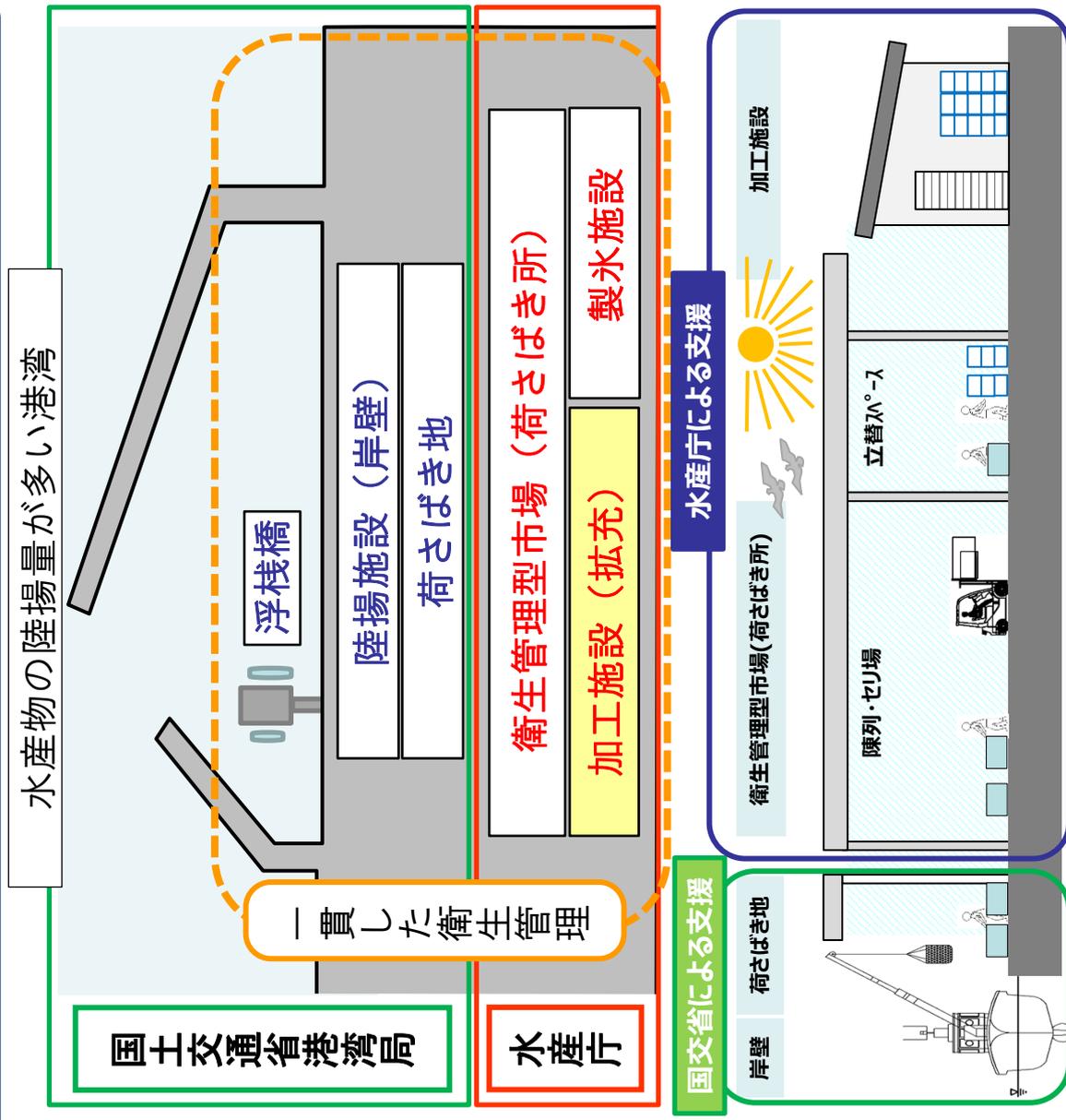
## ＜拡充の内容＞

- 一定規模以上の流通の拠点となる港湾において、一貫した衛生管理の下、港湾管理者等の行う岸壁等の整備と一体的に機能する集出荷等に必要加工施設の整備を推進

※水産物の取扱量8千トン以上かつ取扱金額が年間14億円以上の港湾であり、以下を満たすものに限る。

- ① 必要衛生管理基準等を満たしうる施設
- ② 基本計画を作成し、水産庁及び国土交通省港湾局より認定を受けたもの

- 事業主体：都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：1/2等（ただし、特定第3種漁港と同規模以上の取扱量の港湾においては2/3）



## 持続的な衛生管理体制の確保に向けた漁港施設の効率的な維持管理の促進 ＜水産物供給基盤機能保全事業の拡充＞

### 1. 目的

競争力ある水産物の流通機能の強化に向けて、一貫した衛生管理対策として、製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場の整備を推進しているところである。

一方、整備から一定期間が経過した施設については、老朽化が進行することにより、床面の剥離による雑菌の繁殖や、壁や柱の腐食による異物混入などの食品衛生上のリスクが高まるとともに、これを放置することで、さらにメンテナンスコストが肥大化し、水産物流通の起点となる市場における品質・衛生管理対策の実施に支障をきたすおそれが生じている。また、令和2年には食品衛生法の一部を改正する法律が施行され、水産物卸売市場を含む食品等事業者にHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施が義務となり、既存の施設機能の適切な維持が一層重要となってきた。

このため、衛生管理対策を含めた製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場の維持管理を行い、施設のライフサイクルコストの適正化を図ることができるよう、老朽化した製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場を対象とした計画的な機能保全対策を支援する。

### 2. 事業の内容

水産物供給基盤機能保全事業の補助対象施設に製氷施設、冷凍・冷蔵施設、加工場を追加する。

### 3. 採択要件等

既存事業と同様の採択要件

- ・ 第3種又は第4種漁港であること。
- ・ 第1種又は第2種漁港にあっては、1漁港あたりの港勢が次のいずれかを満たすこと。  
利用漁船の実隻数又は登録漁船隻数が50隻程度以上、陸揚金額1億円程度以上等の要件を満たす地区

### 4. 事業実施主体

漁港管理者、施設管理者（都道府県、市町村、水産業協同組合）

### 5. 補助率

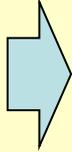
既存事業と同様の補助率（1/2等）

# 持続的な衛生管理体制の確保に向けた漁港施設の効率的な維持管理の促進

- 製氷施設、冷凍及び冷蔵施設、加工場について、老朽化に伴う施設機能の低下を防ぐとともに、ライフサイクルコストの適正化を図るため、水産物供給基盤機能保全事業の対象に「製氷施設」、「冷凍及び冷蔵施設」並びに「加工場」を追加。

## <現状と課題>

- 流通機能の高度化に向けて、製氷施設、冷凍及び冷蔵施設、加工場の整備を支援してきたところ
- 一方、整備から一定期間が経過し、製氷施設、冷凍及び冷蔵施設、加工場は、老朽化の影響により、衛生管理上の大きなリスク
- また、令和2年には食品衛生法の一部を改正する法律が施行され、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理が義務化



## <今後の対応>

- 施設機能の維持を図るため、老朽化した製氷施設、冷凍及び冷蔵施設、加工場におけるライフサイクルコストの適正化を図る機能保全対策を支援
- 効率的な施設の維持管理に向けて、施設管理者が事業を実施

## <拡充の内容>

- 水産物供給基盤機能保全事業の補助対象施設に「製氷施設」、「冷凍及び冷蔵施設」並びに「加工場」を追加。
- 事業実施主体：施設管理者(都道府県、市町村、水産業協同組合)
- 補助率：1 / 2 等

製氷施設、冷凍及び冷蔵施設、加工場の整備



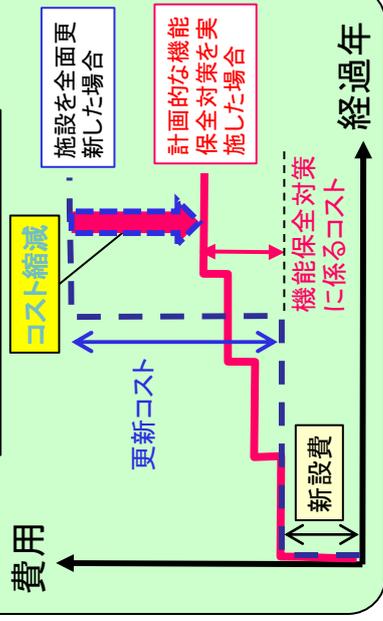
老朽化の進行

水産物の衛生管理に支障



床面の剥離により雑菌繁殖のおそれ、柱や壁の腐食により異物混入のおそれ

更新コストの増大



水産物の衛生管理体制の維持

施設のライフサイクルコストの縮減

**製氷施設、冷凍及び冷蔵施設、加工場の機能保全対策を補助対象化**

## 気候変動の影響へ適応するための漁港施設等の防災・減災機能の強化 ＜漁港施設機能強化事業の拡充＞

### 1. 目的

これまで、漁業地域の防災・減災対策の推進に向け、漁港施設機能強化事業において、地震・津波、台風・低気圧の発生に対して漁港施設の安全が十分に確保されているか検証（機能診断）を行うとともに、漁港施設の強化対策を進めてきている。

一方、近年、沿岸部に及ぼす気候変動の影響に関する研究は着実に進んでおり、「日本の気候変動 2020」（文部科学省、気象庁）によれば、平均海面水位は 100 年以上の長期にわたって上昇を続けるとされており、将来の気候変動の影響を前提とした施設設計に着手する必要がある。このような中、「漁港漁場整備長期計画」（令和 4 年 3 月閣議決定）において、気候変動の影響による海面水位の上昇等を踏まえた漁港施設の性能確保を講ずることとし、水産庁では令和 5 年 7 月に漁港施設等の設計基準を改訂したところである。

こうした状況を踏まえ、大規模地震・津波災害や激甚化する台風・低気圧災害への備えとともに、気候変動対策に対する支援を拡充し、防災・減災対策を一体的に推進する。

### 2. 拡充の内容

漁港漁場整備における共通事項として気候変動対策の設計の考え方を盛り込むとともに、この考え方を踏まえ、漁港施設機能強化事業において気候変動対策を追加する。

### 3. 採択要件等

既存事業と同様の採択要件

### 4. 事業実施主体

施設管理者

### 5. 補助率

既存事業と同様の補助率（1 / 2 等）

# 気候変動の影響へ適応するための漁港施設等の防災・減災機能の強化

○ 気候変動の影響に伴う将来の海面水位の上昇等による外力の長期変化等に対応していくため、気候変動対策の設計の考え方を盛り込むとともに、漁港施設機能強化事業においては、これまでの台風・低気圧対策、地震・津波対策と併せて気候変動対策を支援し、防災・減災対策を一体的に推進。

## <現状と課題>

- 「日本の気候変動2020」(文部科学省、気象庁)によれば、平均海面水位は100年以上の長期にわたって上昇を続けることから、将来の気候変動の影響を前提とした施設設計に着手することが必要。
- 「漁港漁場整備長期計画」(令和4年3月閣議決定)において、気候変動の影響による海面水位の上昇等を踏まえた漁港施設の性能の確保を講ずることとしている。



## <今後の対応>

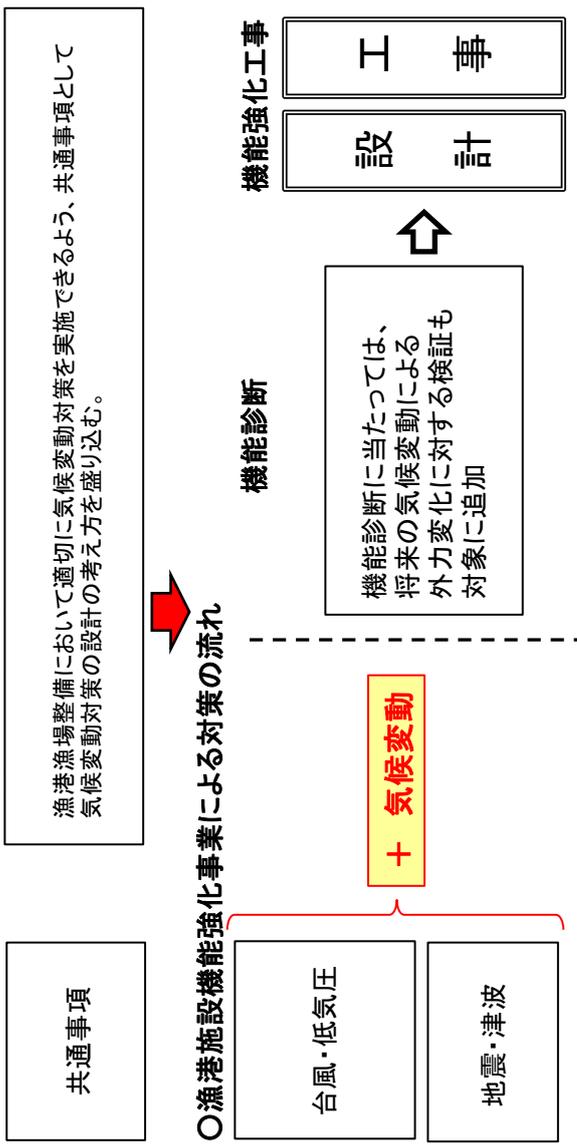
- 水産庁では、令和5年7月に漁港施設等の設計基準を改訂し、平均海面水位等を踏まえた漁港施設の改良・補修等といった、将来必要となる気候変動適応策の一体的・効率的な推進を図ることとしている。

## <拡充の内容>

- 漁港漁場整備における共通事項として気候変動対策の設計の考え方を盛り込むとともに、この考え方を踏まえ、漁港施設機能強化事業において「気候変動対策」を追加
- 事業実施主体：施設管理者
- 補助率：1 / 2 等

## ■ 漁港施設機能強化事業に「気候変動対策」を追加

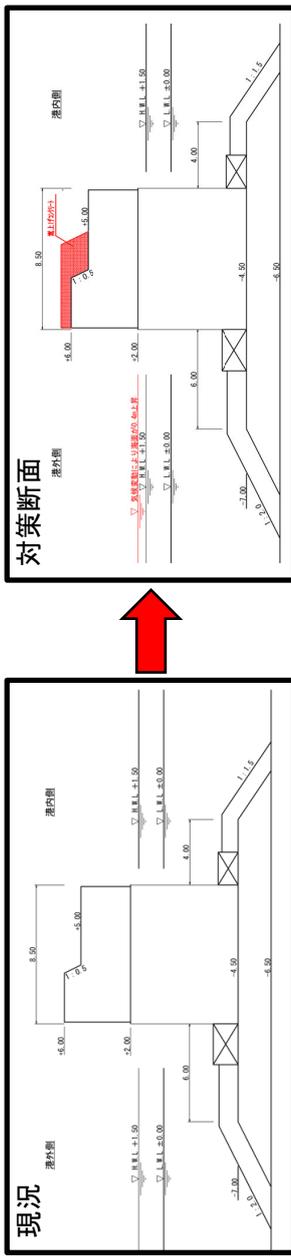
○ 漁港漁場整備における気候変動対策の考え方



○ 漁港施設機能強化事業による対策の流れ

## ■ 気候変動対策のイメージ

外郭施設(重力式防波堤)の場合



## 漁港施設等活用事業の促進に係る漁港の環境整備 ＜水産物供給基盤機能保全事業の拡充＞

### 1. 目的

令和6年4月に漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が施行され、漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設等を活用して当該漁業に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する事業の法定制度「漁港施設等活用事業」が創設されたところである。漁港が漁業根拠地としての役割を引き続き果たしていくためには、水産物の生産や流通の拠点としての機能に加え、国民の水産物の消費や交流の場としての機能も担っていくことが必要である。同制度は、このような取組を推進するに当たり、一定の秩序の下で漁港施設等を活用するために漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）に規定した仕組みである。

他方、漁港施設の効率的な維持管理にあたっては、当該地域の漁業の規模にあわせて必要な機能を集約し、施設規模の適正化及び漁港施設の再編及び整序を実施することが重要であり、地方公共団体・水産業協同組合等が実施する漁港施設等活用事業を行うための活用推進計画（案）に基づく用地再編とあわせて、ストック効果の最大化を目指した将来の維持管理費の低減も図っていくことが必要である。

このことから、「漁港施設等活用事業」の促進に係る漁港の環境整備を図るため、活用推進計画（案）に基づく漁港施設の再編及び整序を補助対象化する。

### 2. 拡充の内容

地方公共団体・水産業協同組合等が実施する漁港施設等活用事業を行うための活用推進計画（案）にあわせて実施する漁港施設の再編及び整序を水産物供給基盤機能保全事業で実施する。

### 3. 採択要件等

既存事業と同様の採択要件

- ・ 第3種又は第4種漁港であること。
- ・ 第1種又は第2種漁港にあつては、1漁港あたりの港勢が次のいずれかを満たすこと。  
利用漁船の実隻数又は登録漁船隻数が50隻程度以上、陸揚金額1億円程度以上等の要件を満たす地区

### 4. 事業実施主体

国、都道府県、市町村、水産業協同組合

### 5. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）

# 漁港施設等活用事業の促進に係る漁港の環境整備

- 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第41条に規定する漁港施設等活用事業を実施するための活用推進計画（案）にあわせて実施する漁港施設の再編及び整理について、水産物供給基盤機能保全事業として実施する。

## <現状と課題>

- 令和6年4月に漁港整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が施行され、漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設等を活用して当該漁業に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する事業の法定制度「漁港施設等活用事業」が開始。

〔漁港が漁業根拠地としての役割を果たすためには、水産物の生産や流通の拠点としての機能に加え、国民の水産物の消費や交流の場としての機能も担っていく必要であり、一定の秩序の下で漁港施設等を活用するための仕組みが「漁港施設等活用事業」〕



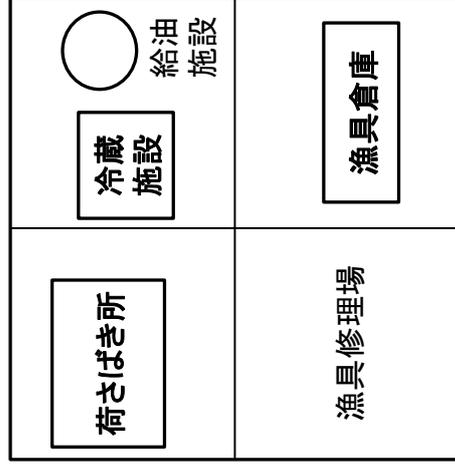
## <今後の対応>

- 漁港施設の効率的な維持管理にあたっては、当該地域の漁業の規模にあわせて必要な機能を集約し、施設規模の適正化及び漁港施設の再編及び整理を実施することが重要であり、地方公共団体・水産業協同組合等が実施する漁港施設等活用事業を行うための活用推進計画（案）に基づく用地再編とあわせて、ストック効果の最大化を目指した将来の維持管理費の低減も図っていくことが必要。

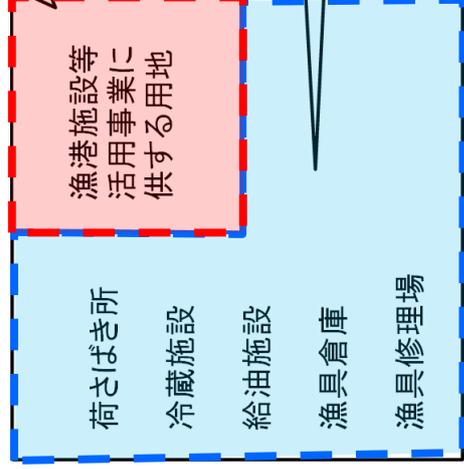
## <拡充の内容>

- 地方公共団体・水産業協同組合等が実施する漁港施設等活用事業を行うための活用推進計画（案）にあわせて実施する漁港施設の再編及び整理を水産物供給基盤機能保全事業で実施
- 事業実施主体：都道府県、市町村
- 補助率：1 / 2 等

## <イメージ>



用地の再編・整理



漁港施設等活用事業として、地域の水産物の販売施設や飲食店等の事業を実施

ストックのスリム化による維持管理費の低減

## 漁業集落排水施設の効率的な維持管理に向けた広域化・共同化の促進 ＜漁村整備事業の拡充＞

### 1. 目的

地方における污水处理施設は、人口減少や施設・管路の老朽化等が進行し、持続的な施設の維持管理が課題となっているため、維持管理コストの縮減、事業統合・共同経営、管理の一体化を図る等、広域化・共同化の取組が必要である。

従来、管理者が異なる施設を広域化・共同化する際は、機能保全工事を行い、施設レベルを整えること等を要件に、統合を進めているが、漁業集落排水施設については、人口減少により、事業の採択要件（100人）を下回る地区が多々みられ、補助事業による保全工事が進まず、下水道の広域化・共同化に支障をきたしている状況である。

このことから、污水处理施設の将来的な維持管理コストの削減を図るため、一定以上の漁業活動が行われている漁港の背後集落における污水处理施設の広域化・共同化を推進する。

### 2. 拡充の内容

広域化・共同化に取り組む地区、かつ、一定の漁業活動が行われている漁港の背後集落に限り、漁業集落排水施設の整備に係る人口要件を緩和する。

### 3. 採択要件等

既存事業において、以下の要件をすべて満たす場合のみ、人口要件を緩和

- ・ 広域化・共同化に取り組む地区。
- ・ 一定以上の漁業活動が行われている漁港※の背後集落  
※水産物供給基盤機能保全事業の採択要件を準用  
第1種又は第2種漁港にあっては、利用漁船の実績数又は登録漁船隻数が50隻以上等

### 4. 事業実施主体

都道府県、市町村

### 5. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）

# 漁業集落排水施設の効率的な維持管理に向けた広域化・共同化の促進

○ 将来的な維持管理コストの削減を図る観点から、広域化・共同化に取り組む地区等に限り、人口要件を緩和し、管理の一体化や事業統合等を促進する。

## <現状と課題>

- 地方における汚水処理施設は、人口減少や施設・管路の老朽化等が進行し、持続的な施設の維持管理が課題となっているため、維持管理コストの削減、事業統合・共同経営、管理の一体化を図る等、広域化・共同化の取組が必要。
- 従来、管理者が異なる施設を広域化・共同化する際は、機能保全工事を行い、施設レベルを整えること等を要件に、統合を進めているが、漁業集落排水施設については、人口減少により、事業の採択要件（100人）を下回る地区が多々みられ、補助事業による保全工事が進まず、下水道の広域化・共同化に支障をきたしている。



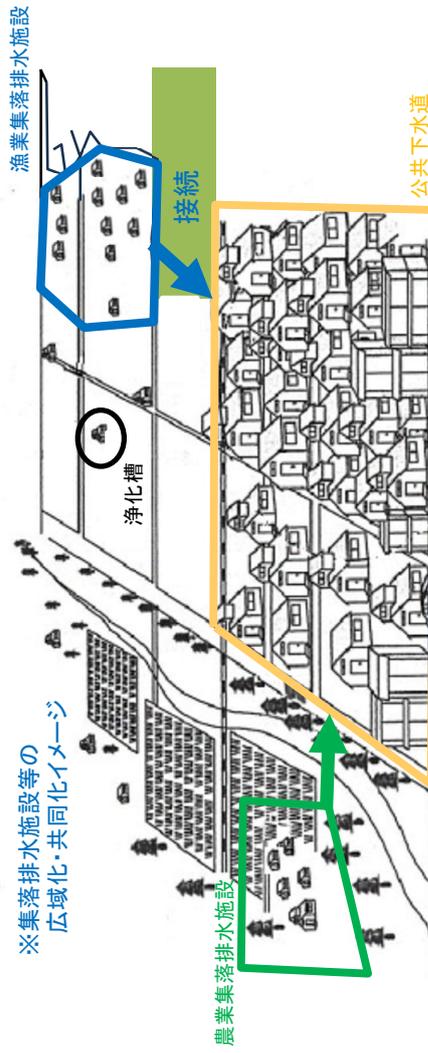
## <今後の対応>

- 汚水処理施設の将来的な維持管理コストの削減を図るため、一定以上の漁業活動が行われている漁港の背後集落における汚水処理施設の広域化・共同化を推進する。

## <拡充内容>

- 漁村整備事業において、以下の要件をすべて満たす場合のみ、人口要件を緩和
  - ① 広域化・共同化に取り組む地区
  - ② 一定以上の漁業活動が行われている漁港の背後集落（水産物供給基盤機能保全事業の採択要件を満たす漁港）
- 事業実施主体：都道府県、市町村
- 補助率：1 / 2 等

## 生活インフラの広域化・共同化の促進



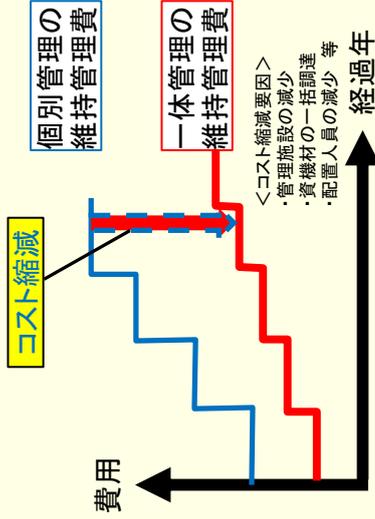
維持管理コストの削減を図り、漁村の持続性を確保

## 効果

### 広域化・共同化の取組（例）

- 処理施設統廃合
- 汚水処理の共同化
- 処理場・ポンプ場等の維持管理業務の共同化
- 台帳システム整備・保守等におけるDXによる管理の共同化
- 災害時対応の共同化（BCP計画の共同策定等）

### 維持管理コストの削減



【参考 2】

「漁港機能増進事業」〈非公共〉

# 漁港機能増進事業

【令和7年度予算概算要求額 800 (450) 百万円】

## ＜対策のポイント＞

漁港のストック効果の最大化・海業の推進を図るため、漁港の就労環境改善、漁港ストックの利用適正化、安全対策向上・強靱化、資源管理・流通高度化等に資する整備を支援します。また、新たに漁港の利用促進のため、**漁港施設等活用事業の促進に係る漁港の環境整備**を支援します。

## ＜事業目標＞

- 水産物の流通・生産拠点となる漁港のうち、就労環境を改善した漁港の割合（85% [令和8年度まで]）
- 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合（70% [令和8年度まで]）
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数（500件 [令和8年度まで]）

## ＜事業の内容＞

- 1. 省力化・軽労化・就労環境改善事業**  
浮体式係船岸、岸壁等の屋根、船揚場改良 等
- 2. 漁港ストックの利用適正化事業**
  - ① 漁港ストックの利用適正化のための総合整備に関する調査、計画策定
  - ② 漁港の機能再編のための漁港施設の規模適正化、用地の区画整理・整地 等
  - ③ 漁港の有効活用促進のための防波堤潮通し、岸壁改良、用地舗装、陸上養殖用水・排水施設、漁港利用区分施設 等
  - ④ 漁港の利用促進に向けた**漁港施設等活用事業に係る漁港の環境整備**
- 3. 安全対策向上・強靱化事業**  
防波堤嵩上げ、荷さばき所等の電源施設の高架化及び非常用電源の設置、災害後の土砂等の撤去 等
- 4. 資源管理・流通高度化事業**  
岸壁、荷さばき所等の衛生管理設備、出入管理設備、換気・浄化設備、冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備、情報処理設備、密漁等監視施設 等
- 5. 漁港インフラのグリーン化事業**  
漁港におけるCO2排出削減のための給電施設、再生可能エネルギー利用施設 等
- 6. 漁業の操業形態の転換・養殖転換事業**  
係船柱、防舷材、魚類移送施設、増養殖場 等

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

漁港（イメージ）

【省力化・軽労化・就労環境改善施設】

- 浮体式係船岸の整備による陸揚げ作業の軽労化
- 屋根施設の整備による屋根施設改善

【操業形態の転換・養殖転換に対応した施設】

- 魚類移送施設
- 養殖場に係る環境整備

【安全対策向上・強靱化施設】

- 防波堤嵩上げ

【資源管理・流通高度化施設】

- ICT活用施設
- 密漁等監視施設
- サーバー

【漁港ストックの利用適正化施設】

- 用地の区画整理、整地

【漁港インフラのグリーン化施設】

- 再生可能エネルギー利用施設による漁港施設のCO2排出削減

【お問い合わせ先】 水産庁計画課（03-3502-8491）

【参考3】

## 海業の全国的な展開

# 海業振興関係予算のフレーム

海業の構想段階から、その実施の各段階に応じたソフト・ハード両面からの支援により、海業の全国的な展開を進め、漁業者の所得向上と雇用創出につなげます。

構想段階

実施段階

## 1. スタートアップ支援、漁協等の取組促進 (海業振興支援事業(新規)：5億円)

### (1) 海業スタートアップ推進事業：2億円

#### ① 海業スタートアップ支援事業

海業の推進にあたり、国の施策として率先して取り組むべき先導的テーマに対して実証し、取組の全国展開を図るため、実証地区における地域資源の把握、現況調査、地域協議会の設置・運営、合意形成、計画づくり、取組の実証実施、経済波及効果分析や検証等を支援。

#### ② 海業スタートアップ体制構築事業

海業関係者の連携強化を図るため、民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステムなどの仕組みや体制づくり、海業関係者を集めた海業推進全国協議会の開催等を実施。

### (2) 漁業者等の海業取組促進事業：3億円

#### ① 海業意識醸成・推進体制構築事業

海業の意識醸成等を図るため、漁業者等の海業取組に係る優良事例づくり、評価分析、海業アドバイザー育成・派遣、シンポジウムの開催、全国の海業に取り組む漁業協同組合等による連絡会の実施、民間事業者とのマッチング等を支援。

#### ② 海業一步を踏み出すチャレンジ事業

地域において海業への一步を踏み出すため、漁業協同組合等の海業取組に係る地域資源の発掘、先進地視察、事業・施設運営コンサルティング、民間事業者との連携、海業取組情報発信、外部人材の招へい、取組の実証実施等を支援。



取組の実証実施(食育体験)



全国協議会の開催



民間事業者とのマッチングの開催(展示会出席)



海業の取組の情報発信

## 2. 地元自治体等の主体的な取組支援 (浜の活力再生・成長促進交付金：55億円の内数)

### (1) 浜の活力再生・成長促進交付金のうち海業推進事業

漁協や地方公共団体等に対して、地域における海業の具体的な取組に関する調査・計画、活動、効果分析、情報提供等のソフト面に係るパッケージ支援とともに、海業の推進に向けた漁港の受け入れ環境改善に資する施設の改良、海業支援施設の整備等のハード面を支援。



地域人材の育成



地域水産物普及施設

### (2) 浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業

海業導入を効果的に支援するため、荷捌き施設に直販機能を持たせるなど海業機能の付加を支援。



直販機能の付加

## 3. 漁港・漁村の環境づくり

### (1) 水産基盤整備事業(公共)：867億円の内数

漁港における海業の展開に向け、漁港漁場整備法改正による「漁港施設等活用事業」を活用するための用地や水域等の漁港施設の再編や改良等を支援。

### (2) 漁港機能増進事業：8億円の内数

漁港管理者に対して漁港におけるストック効果の最大化に向け、就労環境改善に資する施設の整備や、漁港漁場整備法改正による「漁港施設等活用事業」を活用するための用地や水域等の漁港施設の再編や改良等を支援。



用地の区画整理、整地

さらなる展開に向けてステップアップ

# 海業振興支援事業（新規）

【令和7年度予算概算要求額 500（－）百万円】

## <対策のポイント>

海業の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図るため、先導的テーマに係るスタートアップに必要な実証事業や、民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステムなどの仕組みや体制づくり、漁業者等の海業に対する意識醸成の取組、漁業者等が海業に一步を踏み出すための事業・施設運営コンサルティング、民間事業者との連携、外部人材の招へい等を支援します。

## <事業目標>

- 海業の新たな取組500件の展開 [令和8年度まで]
- 漁村交流人口を2,000万人から2,500万人に増加 [令和8年度まで]

## <事業の内容>

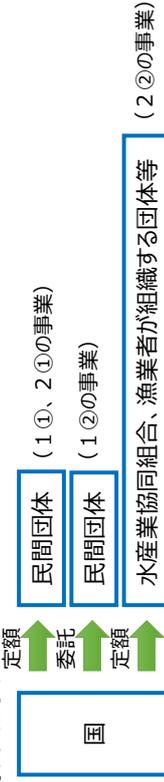
### 1. 海業スタートアップ推進事業

- ① **海業スタートアップ支援事業**  
185（－）百万円  
海業の推進にあたり、国の施策として率先して取り組むべき先導的テーマに対して実証し、取組の全国展開を図るため、実証地区における地域資源の把握、現況調査、地域協議会の設置・運営、合意形成、計画づくり、取組の実証実施、経済波及効果分析や検証等を支援します。
- ② **海業スタートアップ体制構築事業**  
15（－）百万円  
海業関係者の連携強化を図るため、民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステムなどの仕組みや体制づくり、海業関係者を集めた海業推進全国協議会の開催等を実施します。

### 2. 漁業者等の海業取組促進事業

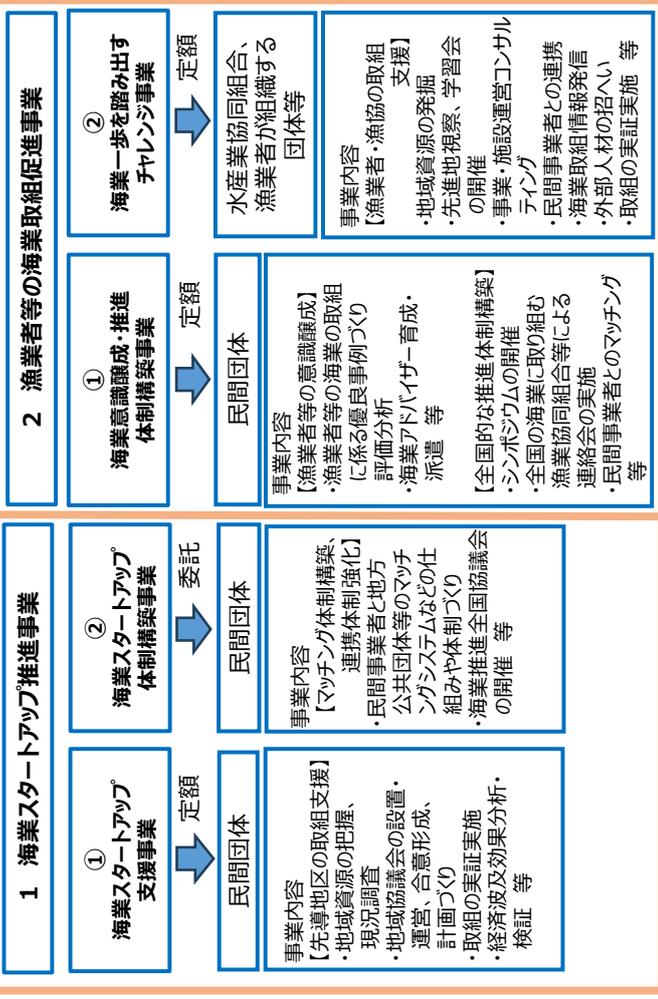
- ① **海業意識醸成・推進体制構築事業**  
100（－）百万円  
海業の意識醸成等を図るため、漁業者等の海業取組に係る優良事例づくり、評価分析、海業アドバイザー育成・派遣、シンポジウムの開催、全国の海業に取り組み漁業協同組合等による連絡会の実施、民間事業者とのマッチング等を支援します。
- ② **海業一步を踏み出すチャレンジ事業**  
200（－）百万円  
地域において海業への一步を踏み出すため、漁業協同組合等の海業取組に係る地域資源の発掘、先進地視察、事業・施設運営コンサルティング、民間事業者との連携、海業取組情報発信、外部人材の招へい、取組の実証実施等を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 海業振興支援事業



各地区、各漁業協同組合等による海業事業化・取組の実施

# 海業の全国展開に向けた主な取組（案）

海業の全国展開に向け、関係省庁、関係団体との連携を図りながら、以下の取組を順次推進。

## 【人材確保・育成】

- ・漁村地域における交流活性化のための地域人材育成
- ✓アドバイザ育成、漁協への派遣等の検討<新規事業>

## 【構想・計画づくり】

- ・モデル地区等における計画策定等への支援
- ・「海業の推進に取り組む地区」の公表
- ✓漁業者等による地域の海業に係る構想づくり、取組の実証への支援等の検討<新規事業>
- ✓先導的テーマに係るスタートアップに必要な実証事業等の検討<新規事業>
- ✓漁港施設等活用事業の積極的な活用に向けた漁港の環境づくりの検討<拡充>

## 【民間活力】

- ・法改正による漁港施設等活用事業の導入、マッチングサイトの作成
- ✓漁業者等と民間事業者とのマッチングの推進等の検討<新規事業>

## 【横展開】

- ・漁港における釣り利用・調整ガイドラインの作成
- ✓海業体験ガイドラインや漁港利用・調整ガイドラインの作成、文科省等関係省庁との連携の強化等の検討
- ✓漁業者等による優良事例づくりの検討<新規事業>

## 【体制づくり】

- ・水産庁における組織・定員の充実（「海業」を冠する課への改組）、海業支援パッケージの活用
- ・海業振興コンシエルジュの設置
- ・浜プランによる地域水産業再生委員会の設立等
- ✓関係省庁との連携の強化、水産庁における組織・定員の更なる充実等の検討
- ✓海業に取り組む漁協等による連絡会の設置等の検討<新規事業>

## 【情報発信】

- ・海業推進全国協議会の開催
- ・海業ポスターや動画等の作成
- ✓海業サミットの実施、豊かな海づくり大会との連携、万博等での「UMIGYO」の国際発信の検討
- ✓マスコットキャラクターの作成等の検討

※ 青字は実施済み・実施中の取組  
赤字は今後の予定